

令和 2 年度 住民税の主な改正点

掲載内容（目次）

1. ふるさと納税制度の見直し
2. 住宅借入金等特別税額控除の拡充

1. ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度が見直され、一定の基準に基づき、ふるさと納税の対象となる都道府県・市区町村を総務大臣が指定することとなりました。

総務大臣から指定を受けていない都道府県・市区町村へ令和元年6月1日以降に寄附を行った場合、寄附金税額控除の特例控除額は控除されません。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用も受けられません。

(注) ふるさと納税の対象となる地方団体は、総務省ウェブサイト「[ふるさと納税トピックス一覧](#)」をご覧ください。

2. 住宅借入金等特別税額控除の拡充

消費税率 10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、所得税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の控除期間が10年から13年に延長されました。

11年目以降の3年間については、「建物購入価格の2%の3分の1」又は「住宅ローン年末残高の1%」のいずれか少ない金額が控除されます。

今回の措置により延長された控除期間(11年目から13年目まで)において、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額については、現行の制度と同じ控除限度額の範囲内で、市・県民税の税額から控除されます。

個人住民税における控除額

居住開始年月日	控除限度額	控除期間
平成26年4月から令和3年12月まで (消費税率が8%または10%の場合) ※下段に該当する場合を除く	所得税の課税総所得金額の7% (市民税4.2%、県民税2.8%) 上限:136,500円	10年
令和元年10月から令和2年12月まで (消費税率10%の場合)	所得税の課税総所得金額の7% (市民税4.2%、県民税2.8%) 上限:136,500円	13年

(注) 市民税・県民税からの控除額は、次の1と2のうち、いずれか少ない金額となります。

1. 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
2. 上記の控除限度額